

災害時におけるオフィス用品等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社トミザワ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行うオフィス用品等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対応業務の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「オフィス用品等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）オフィス家具
- （2）パーティション
- （3）電化製品
- （4）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、オフィス用品等の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（引渡し）

第4条 オフィス用品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定によりオフィス用品等を供給したときは、その内容を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- （1）オフィス用品等の費用
- （2）オフィス用品等の運搬に係る燃料費
- （3）その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年7月8日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月8日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区東葛西六丁目47番16号
株式会社トミザワ
代表取締役 富沢 博